

馬籍法便覽

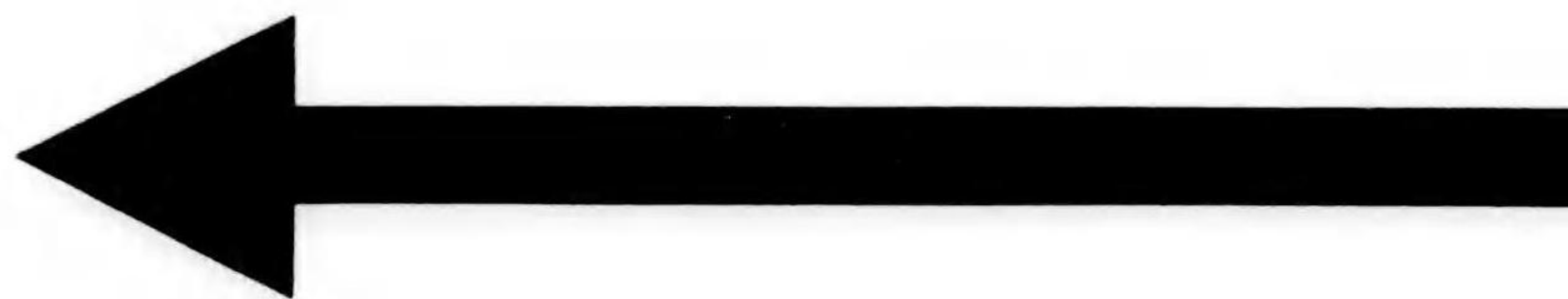
第三師團司令部書記笠井三次郎
岐阜縣稻葉郡書記日比勉共編

特100

525



始



序

新に法令の發布せられる毎に、古い法令の改正せられる毎に、其關係職員が、全員同じ努力と同じ苦心を以て、之を抄獵研究するといふ事は、洵に人力の濫費であつて、事務能率上不經濟の至である、忙しい吾人市町村吏員に於て、特に此感深し、然るべき少數の人が十分に研究を遂げ、其結果を一目瞭然に分類解説して、吾人執務者の前に提供せらるゝならば、それは頗る便利であらふとは、夙に考へて居た事であるが、本書は此希望を遺憾なく充實して居る、普く之を市町村吏員諸君に薦めたいと思ふ、聊か所見を述べて、序に換ふ、

大正十一年二月

岐阜縣稻葉郡黒野村長 白木利平

凡 例

- 一 本書中、「法」は馬籍法、「勅令」は本年一月二十七日發布の勅令、「規」又は「規則」は馬籍法施行規則、「私」は法令に基きて考慮歸結したる編者の私見也、
- 二 届書及通知書様式は、法令の命示する事項のみを具備せり、編者の私案也、
- 三 便覧には、法令の全体を網羅せり、執務者は、只便覧のみを見るに止めて、再應法令を見るの要無からん、法令の正文を、重ねて巻末に輯録せるは、單に参考に資せんとするの主旨に外ならず、

四 巻尾に添付せし馬籍簿凡例、馬籍除籍簿凡例、馬籍法届書綴凡例及領收証は、何れも

切取線より切放し、直に之を各其巻首表紙裏に貼付せられん事を望む、但領收証は收入役に交付するを要す、

五本書は、法の實施に先んじて、之を執務者の机上に配付せんことを努め、匆忙裡に編纂を了せり、若し不備不當の點を發見せられし諸賢は、直に編者に對して教を垂れ給はんことを望む、

大正十一年二月

編者

馬籍法便覽

第一章 總則

一 馬籍ニ關スル事務ハ、市町村長之ヲ管掌ス、(法一)

二 本法ハ、左ノ各號ノ一ニ該當スル馬ニ付、之ヲ適用セス、(法一五)

一 國ノ所有ニ係ルモノ、

二 陸軍々人ノ所有ニ係ルモノニシテ、其職務上要スルモノ、

三 明ケ三十歳以上ノモノ、

三 本法ニ於テ、市町村又ハ市町村長トアルハ、市制第六條ノ市及市制第八十二條第三項ノ市ニ在リテハ、區又ハ區長トシ、北海道區制又ハ沖繩縣區制ニ依ル區ニ在リテハ、區又ハ區長トシ、市制ヲモ町村制ヲモ施行セサル地ニ在リテハ、市町村又ハ市町村長ニ準スヘキモノトス、(法一六)

四 主務大臣ハ、特別ノ事情アリト認ムル場合ニ於テハ、本法ヲ適用セサル地域ヲ指定スルコトヲ得、(法一七)

○第一章 總則

○第一章 總則

五本法施行ノ期日ハ、勅令ヲ以テ、之ヲ定ム、(法附一)

六明治二十九年法律第六十六號(馬匹ノ調査及検査ニ關スル件)ハ、之ヲ廢止ス、(法附二)

七從前ノ規定ニ依ル馬名簿ハ、之ヲ本法ニ依ル馬籍ト看做ス、但本法ニ依リ馬籍ニ記載スヘキ事項ニシテ、馬名簿ニ記載ナキモノハ、前項ノ届出(所有者ノ届出)ニ依リ、之ヲ記載スヘシ、(法附四)

八馬籍法ハ、大正十一年四月一日ヨリ、之ヲ施行ス、(勅一六)

九本令ハ、大正十一年四月一日ヨリ、之ヲ施行ス、(規附一)

十馬匹調査及検査施行規則ハ、之ヲ廢止ス、(規附二)

第二章 馬籍簿

第一節 總則

一馬籍ハ、命令ノ定ムル所ニ依リ、市町村内ニ於テ飼養スル馬ニ付、一頭毎ニ、之ヲ作ル、(法二前段)

二馬籍ハ、市町村内ニ馬ノ所有者カ飼養場所ヲ定メタル馬ニ付、一頭毎

ニ、之ヲ作ルヘシ、但放牧又ハ使用ノ爲、馬ヲ其市町村ヨリ離レシムルモ、飼養場所ヲ變更セサルモノト看做スコトヲ得、(規一)

三馬籍簿ノ全部又ハ一部カ滅失シタル時ハ、市町村長ハ其旨ヲ告示シ、其再製又ハ補完ニ付、必要ナル處分ヲ爲スヘシ、

市町村長ハ、前項ノ規定ニ依リ處分ヲ爲シタルトキハ、其旨ヲ、地方長官ヲ經テ、陸軍大臣ニ報告スヘシ、但町村長ニ在リテハ、郡長ヲ經由スルモノトス、(規七)

四市町村ノ區域ノ變更アリタルトキハ、馬籍及之ニ關スル書類ハ、之ヲ當該市町村ニ引繼クコトヲ要ス、(規一〇)

五師團長、軍馬補充部本部長並馬政長官ハ、隨時部下ノ官吏ヲシテ、馬籍簿ヲ点檢セシムルコトヲ得、(規二〇)

六馬籍簿ハ、市役所又ハ町村役場以外ニ持出サルヲ可トス、動員計畫ニ於テモ、徵發馬匹集合所又ハ差出場所ニ馬籍簿ヲ携行セサル様、計畫シ置クヲ可トス、(私)

第二節 編綴

○第二章 馬籍簿 ○第一節 總則

○第二章 馬籍簿 ○第二節 編綴

- 一 馬籍ハ編綴シテ帳簿ト爲ス、(法二後段)
 - 二 馬籍ハ、牡、騾及牝ノ三部ニ区分シ、所有者又ハ管理人ノ住所又ハ居所ノ地番號ノ順序ニ從ヒ、之ヲ編綴シ、帳簿ト爲スハシ、馬籍簿ハ、之ヲ分冊スルコトヲ得、此場合ニ於テハ、其表紙ニ番號ヲ記載スヘシ、(規三)
 - 三 表紙ハ、「馬籍簿」「何縣何郡何村役場」ト記載シ、クローズ金文字ノ表紙ヲ調製スルヲ可トス、(私)
 - 四 牡馬ノ部(白紙)、騾馬ノ部(青紙)、牝馬ノ部(赤紙)ト記載シタル隔紙ヲ挿入スルニ止メ、目札(編綴ニ不便)ヲ付セサルヲ可トス、(私)
 - 五 卷首ニ、丁數及所有者又ハ管理人ノ氏名ヲ記載シタル目次(牡、騾、牝毎ニ別紙)ヲ添付スルヲ可トス、但同一人ニシテ數頭ノ馬匹ヲ所有スルモ、同一ノ丁數ヲ以テス、(私)
 - 六 概ネ二百頭以内ノ市町村ニ在リテハ、分冊セサルヲ可トス、(私)
- 第三節 記載**
- 一 馬籍ニハ、馬ニ付、左ノ事項ヲ記載ス、(法三)

一名稱

二性

三種類

四毛色

五特徴

六產地

七生年月日

八体格

九飼養場所

十所有者ノ氏名名稱

十一所有者ノ住所又ハ居所

十二管理人アルトキハ管理人ノ氏名名稱及住所又ハ居所

十三履歷

二 前條ノ規定ニ依ル馬籍ノ記載ハ、届出ニ依リ之ヲ爲ス、但体格ノ記載ハ、明ケ三歳以上ノ馬ニ付、第十一條ノ検査(師團長ノ検査)ノ結果ニ依リ之ヲ爲ス、(法四)

三 馬籍用紙ハ美濃紙ヲ用ヒ、第一様式ニ依リ、之ヲ調製スヘシ、(規二)

四 馬籍ノ記載ハ、第一様式付屬馬籍記載例ニ依リ之ヲ爲スヘシ、(規一)

五 体格ハ左ノ各號ノ事項ヲ記載スルモノトス、(規一)

一 用役
二 体尺

六 用役及体尺ハ、明ケ三歳以上ノ馬ニ付、法第十一條ノ検査ノ結果ニ依リ記載スルモノトス、検査未済ノモノハ記入ヲ欠クモ止ヲ得ス、但從前ノ馬名簿ヲ有スル馬ニ付テハ、法附則第四項ニ依リ、馬名簿ニ基キ

○第二章 馬籍簿 ○第三節 記載

○第二章 馬籍簿 ○第三節 記載

之ヲ記載スルモノトス、(馬政局指示)

七左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ、其事由及年月日ヲ記載シ、當該馬籍

六ハ、朱線ヲ以テ抹消スヘシ、

一馬ノ飼養場所ヲ他ノ市町村ニ移シタルトキ、

二馬死亡シタルトキ、

三馬籍法ノ適用ヲ受クル馬、其適用ヲ受ケサルニ至リタルトキ、

前項第一號ニ該當シ、馬籍ヲ抹消スルニハ、第十八條ノ規定ニ依ル通

知(新飼養場所所在地市町村長ヨリノ馬籍ヲ作リタル旨ノ通知)ヲ受ケ

タルトキニ於テ、之ヲ爲スモノトス、(規一三)

八前項事由及年月日ハ履歷ノ欄ニ朱書シ、朱線ハ馬籍ノ表面全体ニ交叉

シタル二條ノ朱線ヲ以テスルヲ可トス、(私)

九誤記訂正ノ場合ニ於テハ、朱線二條ヲ以テ誤記ノ部分ヲ抹消シ、且欄

外ニ「何字誤記訂正」ト記載シテ、村長ノ認印ヲ押捺シ置クヲ可トス、

(私)

十牡、牝ノ文字ハ誤リ易キヲ以テ、「牡」^{オン}「牝」^{オン}ノ木印ヲ調製シ、之ヲ押捺

スルヲ可トス、(私)

十一第一様式(寸法省略)

飼養場所		性		種類	毛色	特徴	產地	馬籍	
								稱名	
								所有者ノ 氏名名稱 及住所又 ハ居所	

○第二章 馬籍簿 ○第三節 記載

○第二章 馬籍簿 ○第三節 記載

格	體尺	格	體尺
	體尺		體尺
體	用役	管理	人ノ
格	體尺	氏名	名稱
		及住所	又
		ハ居所	

月	月	月	月	月	月	月	履	歷
日年	日年	日年	日年	日年	日年	日年		
月	月	月	月	月	月	月	履	歷
日年	日年	日年	日年	日年	日年	日年		

月	月	月	月	月	月	月	月	月
日年	日年	日年	日年	日年	日年	日年	日年	日年

注意 一各區畫ノ廣サハ、本様式欄外記載ノ通トス、(寸法省畧)

二用紙ハ成ルヘク紙質強韌ナルモノヲ用フルヲ要ス、

十三第一様式附属、馬籍記載例、

- 一名稱 馬ノ名ヲ記載ス、
- 二飼養場所 (市)町(村)字何何番地等ト記載ス、
- 三性 「牡」、「騾」又ハ「牝」ト記載ス、
- 四種類 左ノ各號ニ依リ、其名稱ヲ記載ス、
但父母其他ノ血統ヲ附記スルコトヲ得、

○第二章 馬籍簿 ○第三節 記載

- 1 洋種 外國種ノ總稱ニシテ、種類ノ原名
明瞭ナルモノハ、其名稱ヲ用フ、例、
サラブレッド、アラブ、
アンブロアラブ、ギドラン、
トロツター、ハクニー、
アングロノルマン、ノーニウス、

○第二章 馬籍簿 ○第四節 閱覽

籍ヲ作ル、
去勢、
検査官ノ検査ヲ受ケ、
所在不明(所在分明)

斃死(明ケ三十歳ト爲リタル)(軍馬ト爲
リタル)(朝鮮へ賣却)(何縣何郡何村何某
ニ賣却)(飼養場所ヲ何縣何郡何村ニ移シ
タル)ニ付除籍

第四節 閱覽

一馬籍簿ヲ閱覽セントスル者ハ、勅令ノ定ムル手数料ヲ納付シテ、之ヲ
請求スルコトヲ得、(法五)

二前條ノ手数料ハ市町村ノ収入トス、(法六)

三馬籍簿ノ閱覽ニ付テノ手数料ハ、一回ニ付十錢トス、(勅一七ノ一)

四馬籍簿ノ閱覽ハ、吏員ノ面前ニ於テ、之ヲ爲サシムヘシ、(規四)

第五節 除籍

一馬籍ノ全部ヲ抹消シタルトキハ、其馬籍ハ之ヲ馬籍簿ヨリ除キ、年毎
ニ編綴シ除籍簿トシテ、三年間之ヲ保存スヘシ、
前項ノ保存期間ハ、當該年度ノ翌年ヨリ、之ヲ起算ス、(規八)

二馬籍及馬籍簿ニ關スル規定ハ、第一條、第三條第一項及第七條ヲ除ク
ノ外、除カレタル馬籍及除籍簿ニ準用ス、(規九)

○第二章 馬籍簿 ○第五節 除籍

三表紙ハ、「馬籍除籍簿」何縣何郡何村役場」ト記載シ、クロース金文字
ノ表紙ヲ調製スルヲ可トス、(私)

四除籍年月日ノ順序ニ依リテ編綴シ、且卷首ニ、丁數及所有者又ハ管理
人ノ氏名ヲ記載シタル目次ヲ添付スルヲ可トス、但丁數ハ、保存期間
ヲ經過シテ除籍簿ヨリ除去スヘキ除籍ヲ除去シタル場合ト雖、之ヲ訂
正スルヲ要セス、(私)

五除去シタル除籍ハ、別ニ之ヲ保存スルヲ要セス、(私)

第六節 謄本及抄本

一馬籍ノ謄本若ハ抄本ノ交付ヲ受ケントスル者ハ、勅令ノ定ムル手数料
ヲ納付シテ、之ヲ請求スルコトヲ得、(法五)

二前條ノ手数料ハ市町村ノ収入トス、(法六)

三馬籍ノ謄本又ハ抄本ノ交付ニ付テノ手数料ハ、一枚ニ付十錢トス、(勅
一七ノ一)

四馬籍ノ謄本又ハ抄本ハ、市町村長之ヲ作り、原本ト相違ナキ旨ヲ付記
シ、職氏名ヲ署シ、職印ヲ押捺スヘシ、(規五)

○第二章 馬籍簿 ○第六節 謄本及抄本

五馬籍ノ謄本又ハ抄本ノ送付ヲ受ケントスル者ハ、手数料ノ外郵送料ヲ送付シテ、之ヲ請求スルコトヲ得、(規六)

六謄本トハ、馬籍記載事項ノ全部ヲ記載セシモノヲ謂フ、(私)

七抄本トハ、馬籍記載事項中ニ於テ、請求者ノ請求シタル事項ノミヲ記載シタルモノヲ謂フ、但名稱、飼養場所、性、生年月日ノ四項ハ、請求セスト雖、必ス之ヲ記載スルヲ可トス、(私)

八抄本ノ記載セサル欄ニ、「省畧」ノ二字ヲ押捺スル爲、木印ヲ調製シ置クヲ可トス、(私)

九謄本又ハ抄本中、誤記訂正ノ場合ニ於テハ、朱線二條ヲ以テ誤記ノ部分ヲ抹消シ、且欄外ニ「何字誤記訂正」ト記載シテ、村長ノ職印ヲ押捺シ置クヲ可トス、(私)

十謄本及抄本ハ、紙質ハ原本ト同一ナルヲ要セサルモ、其大サ及様式ハ原本ト同一ナルヲ要ス、(馬政局指示)

十一謄本又ハ抄本ノ末尾ニハ、左ノ例ニ依リ記載捺印スルヲ可トス、(私)

右謄本ハ馬籍ノ原本ト相違ナキコトヲ認証ス

右抄本ハ馬籍ノ原本ト相違ナキコトヲ認証ス

右謄本ハ除籍ノ原本ト相違ナキコトヲ認証ス

大正何年何月何日 何縣何郡何村長何某職印

第二章 届出

第一節 總則

一馬籍法第七條乃至第九條ノ届出ハ、書面又ハ口頭ヲ以テ、之ヲ爲スコトヲ得、

前項ノ規定ニ依リ、口頭ヲ以テ届出ヲ爲スニハ、届出人市役所又ハ町村役場ニ出頭シ、届出ニ具備スヘキ事項ヲ陳述スルヲ要ス、

市町村長ハ、届出人ノ陳述ヲ筆記シ、届出人ニ讀聞カセ、且届出人ヲシテ其書面ニ署名捺印セシムルコトヲ要ス、

第一項及前項ノ書面ハ、其受付ケタル年月日ニ依リ之ヲ編綴シテ、帳簿ト爲シ、保存スヘシ、

前項書面ノ保存期間ニ關シテハ、第八條ノ規定(當該年度ノ翌年ヨリ

○第三章 届出 ○第一節 總則

第三章 届出 第一節 總則

起算シテ三年間ヲ準用ス、(規一四)

二届書綴ノ表紙ハ、「馬籍法届書綴」何縣何郡何村役場」ト記載シ、クロ
ース金文字ノ表紙ヲ調製スルヲ可トス、(私)

三届書綴ハ、届書ノ受付年月日ニ依リ、之ヲ年度毎ニ區分シテ、「何年
度」ト記載シタル隔紙(赤紙)ヲ挿入ス、但概ネ三百通以上ニシテ、一
冊ト爲シ難キトキハ、之ヲ年度毎ニ區分シテ、各別冊トスルヲ可トス
(私)

第二節 市町村長ノ通知

一馬籍法第九條第一項第二號(馬ノ飼養場所ヲ他ノ市町村ヨリ移シタル
トキ)ニ該當シ、届出アリタル場合ニ於テ、市町村長馬籍ヲ作リタル
トキハ、其馬ノ飼養場所ノ在リタル市町村長ニ、遲滞ナク其旨ヲ通知
スヘシ、(規一八)

二淺草區乙ガ京橋區甲ヨリ買受ケタル馬ヲ、京橋區甲ノ飼養場所ヨリ自
三區内ニ移シタル場合ニアリテハ、法第九條第一項第一號及第二號ニ依
リ、淺草區長ニ届出テ、淺草區長ハ、規則第十八條ニ依リ處置スヘキ

モノトス、(馬政局指示)

三通知書様式(私)

馬籍法施行規則第十八條通知書

一 名稱	何々	但性何、生年月日明治何年何月何日
二 元飼養場所	貴村大字何々番地	
三 新飼養場所	本村大字何々番地、但所有者何某	
四 移轉年月日	大正何年何月何日	
五 馬籍ヲ作リタル年月日	大正何年何月何日	

右通知ス

大正何年何月何日 何縣何郡何村長何某 職印

何縣何郡何村長殿

第三節 管理人

一馬ノ所有者、第二條ノ規定ニ依ル馬飼養ノ市町村ニ、住所ヲモ居所ヲ
モ有セサルトキハ、届出及検査ニ關スル事項ヲ處理セシムル爲、其市
町村ニ住所又ハ居所ヲ有スル者ヲ、其日ヨリ起算シ三十日以内ニ、馬

○第三章 届出 ○第二節 市町村長ノ通知

○第三章 届出 ○第三節 管理人

ノ管理人ト定メ、其馬籍ヲ管掌スル市町村長ニ、之ヲ届出ツヘシ、(法七)

二 法第八條及第九條ノ規定ニ依ル所有者ノ届出ノ義務ハ、馬ノ管理人ヲ置キタル場合ニ於テハ、之ヲ管理人ノ義務トス、(法一〇)

第四節 届出ニ關スル細則

一 馬出生シタルトキ、又ハ本法ノ適用ヲ受ケサル馬其適用ヲ受クルニ至リタルトキハ、其所有者ハ、其日ヨリ起算シ三十日以内ニ、第三條第一號乃至第七號及第九號乃至第十三號ニ掲クル事項ヲ、其馬籍ヲ管掌スル市町村長ニ届出ツヘシ、(法八)

二 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ、馬ノ所有者ハ、其日ヨリ起算シ三十日以内ニ、其旨ヲ、其馬籍ヲ管掌スル市町村長ニ届出ツヘシ、但第四號ニ該當スル場合ニ在リテハ、其際ノ所有者ヨリ届出ツヘシ、

一 馬ヲ所有スルニ至リタルトキ、

二 馬ノ飼養場所ヲ他ノ市町村ヨリ移シタルトキ、

三 馬死亡シタルトキ、

四 第十五條第三號(明ケ三十歳以上ノモノ)ニ該當スルニ至リタル場合ヲ除クノ外、本法ノ適用ヲ受クル馬、其適用ヲ受ケサルニ至リタルトキ、

五 前四號ニ掲クル場合ヲ除クノ外、馬籍ニ關シ届出ヲ要スル事項ニ變更アリタルトキ、

前項第一號又ハ第二號ニ該當スル場合ニ於ケル届出ニハ、命令ノ定ムル場合ヲ除クノ外、馬籍謄本ヲ添付スヘシ、(法九)

三 馬ヲ所有スルニ至リタルモ、其馬ノ飼養場所ノ在ル市町村ニ變更ナキトキノ届出ニハ、馬籍ノ謄本ヲ添付スルコトヲ要セス、(規一五)

四 馬籍法第八條ノ規定ニ依リ、(出生又ハ法ノ適用ヲ受クルニ至リタル)届出ヲ爲ス場合ニ於テ、其届出ニ付參考トナルヘキ書類アルトキハ、届出ノ際之ヲ提出スヘシ、(規一六)

五 馬籍法第七條又ハ第九條第一項ニ該當スル場合ニ於ケル届出ニ具備スヘキ事項ハ、届出ノ年月日、届出人ノ氏名、名稱、住所又ハ居所ノ外、左ノ各號ニ依ルヘシ、(規一七)

○第三章 届出 ○第四節 届出ニ關スル細則

○第三章 届出 ○第四節 届出ニ關スル細則

- 1 馬ヲ所有スルニ至リタルトキ、又ハ馬ノ飼養場所ヲ他ノ市町村ヨリ移シタルトキハ、馬籍法第三條各號ニ掲クル事項、年月日及事由、但馬ヲ所有スルニ至リタルモ、其飼養場所ノ在ル市町村ニ變更ナキトキハ、馬ノ名稱、年月日、事由、飼養場所及前所有者ノ氏名、名稱、住所又ハ居所、
- 2 馬死亡シタルトキハ、馬ノ名稱、年月日及事由、
- 3 馬籍法第十五條第三號ニ該當スルニ至リタル場合ヲ除クノ外、同法ノ適用ヲ受クル馬、其適用ヲ受ケサルニ至リタルトキハ、馬ノ名稱、年月日及事由、
- 4 馬ヲ去勢シタルトキハ、馬ノ名稱及年月日、
- 5 馬ノ管理人ヲ定メタルトキハ、年月日、管理人ノ氏名、名稱、住所又ハ居所、並其管スヘキノ名稱、
- 6 管理人ヲ變更シタルトキハ、年月日、前管理人及新ニ定メタル管理人ノ氏名、名稱、住所又ハ居所、並其管理スル馬ノ名稱、
- 7 管理人ヲ廢止シタルトキハ、年月日、廢止シタル管理人ノ氏名、名稱、住所又ハ居所、並其管理シタル馬ノ名稱、

- 8 馬ノ所在不明ト爲リタルトキハ、馬ノ名稱及年月日、
- 9 所在不明ト爲リタル馬ノ所在分明シタルトキハ、馬ノ名稱及年月日、
- 10 所有者ノ氏名、名稱、住所又ハ居所ニ變更アリタルトキハ、年月日及事項、
- 11 前各號ノ外、馬籍ニ關シ届出タル事項ニ變更アリタルトキハ、年月日及事項、

六法第九條第一項第一號ノ届書ニハ、規則第十七條第一號ニ依リ、法第三條各號ノ事項、即チ馬籍記載事項ヲ具備シ、且法第九條第二項ニ依リ、馬籍謄本ヲ添付セサルヘカラス、然ルニ、馬籍謄本ト法第三條各號ノ事項トハ全ク同一ノ事項ニシテ、彼是重複シ、無用ノ煩勞タルヲ免レス、故ニ、届書ニハ「別紙馬籍謄本記載ノ通」トシテ、法第三條各號ノ事項ノ記載ヲ省略スルモ差支ナシ、(馬政局指示)

七 甲村居住ノ乙ナルモノ、其所有セシ丙ナル馬ヲ他ニ賣却シテ、新ニ丁ナル馬ヲ買入レタルトキハ、乙ハ、甲村長ニ對シ、法第九條第一項第

○第三章 届出 ○第四節 届出ニ關スル細則

○第三章 届出 ○第五節 届書様式

一號ニ依リ、丁ナル馬ヲ所有スルニ至リタル届出ヲ爲シ、且同第五號ニ依リ、丙ナル馬ヲ賣却セシ届出ヲ爲スヘキ義ナリ、(馬政局指示)

第五節 届書様式

第一項 所有者變更ノ届書

●様式第一 (他市町村ニ於テ飼養セシ馬ヲ買入レ、自市町村ニ於テ飼養セントスルトキ) 馬買受届

一馬籍法第三條ニ掲グル事項(飼養場所、所有者、管理人ノ三項ヲ除ク) 別紙馬籍謄本記載ノ通

二飼養場所 村大字番地

三年月日及事由 年月日何某ヨリ買受

右届出候也

住所又ハ居所 縣郡村大字番地

年月日 所有者何某印

何村長殿

(注意)馬籍謄本ヲ添付シタル届書ヲ受理シ、之ヲ馬籍ニ登録シタルトキハ、直ニ本章第二節ニ依ル通知書發送ヲ要ス、以下同シ、

●様式第二 (自市町村ニ於テ飼養セシ馬ヲ

買受ケ、自市町村ニ於テ飼養セントスルトキ) 馬買受届

一馬ノ名稱 何々

二年月日及事由 年月日何某ヨリ買受

三飼養場所 村大字番地

四前所有者ノ氏名名稱住所又ハ居所 縣郡村

大字番地何某

右届出候也(以下様式第一ニ同シ)

●様式第三 (他市町村ニ於テ飼養セシ馬ヲ買受ケ、該他市町村ニ於テ飼養セントスルトキ)

馬買受並管理人設定届

一馬ノ名稱 何々

二年月日及事由 年月日何某ヨリ買受並管理

三飼養場所 村大字番地

四前所有者ノ氏名名稱住所又ハ居所 縣郡村

大字番地何某
右届出候也

住所又ハ居所 縣郡村大字番地

年月日 所有者何某印

住所又ハ居所 縣郡村大字番地

何村長殿 管理人何某印

●様式第四 (自市町村ニ於テ飼養セシ馬ヲ買受ケ、他市町村ニ於テ飼養セントスルトキ、又ハ他市町村ニ於テ飼養セシ馬ヲ買受ケ、他ノ他市町村ニ於テ飼養セントスルトキ)

馬買受並管理人設定届

一馬籍法第三條ニ掲グル事項(飼養場所、所有者、管理人ノ三項ヲ除ク) 別紙馬籍謄本

記載ノ通

二飼養場所 村大字番地

三年月日及事由 年月日何某ヨリ買受並管理

人設定

右届出候也(以下様式第三ニ同シ)

●第二項

●所有者ニ變更ナクシテ單ニ飼養

●場所變更ノ届書

○第三章 届出 ○第五節 届書様式

第三章 届出 ○第五節 届書様式

様式第六 (同一市町村内ノ移轉)

馬飼養場所移轉届

一 馬ノ名稱 何々

二 新飼養場所 村大字番地

三 舊飼養場所 村大字番地

四 年月日及事由 年月日移轉

右届出候也(以下様式第五ニ同シ)

様式第七 (自市町村ヨリ他市町村ニ、又ハ他市町村ヨリ他ノ市町村ニ移轉)

馬飼養場所移轉並管理人設定届

一 馬籍法第三條ニ掲クル事項(飼養場所及管理

人ノ二項ヲ除ク) 別紙馬籍謄本記載ノ通

右届出候也(以下様式第一ニ同シ)

第三項

所有者又ハ管理人ノ住所又ハ居所變更ノ届書

様式第九 (同一市町村内ノ移轉)

馬所有者(管理人)住所(居所)移轉届

一 氏名 何々

二 新住所又ハ居所 村大字番地

三 舊住所又ハ居所 村大字番地

四 年月日及事由 年月日移轉

右届出候也(以下様式第五ニ同シ)

様式第十 (飼養場所ト同一ノ市町村ヨリ他ノ市町村ニ移轉)

馬所有者住所(居所)移轉並管理人設定届

一 馬ノ名稱 何々

二 舊住所又ハ居所 村大字番地

右届出候也(以下様式第一ニ同シ)

二 新飼養場所 村大字番地

三 年月日及事由 年月日移轉並管理人設定

右届出候也(以下様式第三ニ同シ)

様式第八 (他市町村ヨリ自市町村ニ移轉)

馬飼養場所移轉並管理人設定届

一 (前様式第七ニ同シ)

二 (同右)

三 (同右、但設定ハ廢止トス)

四 舊飼養場所 別紙馬籍謄本記載ノ通

五 廢止シタル管理人ノ氏名名稱住所又ハ居所

別紙馬籍謄本記載ノ通

右届出候也(以下様式第一ニ同シ)

第三章 届出 ○第五節 届書様式

様式第十二

馬出生届

一 馬ノ名稱 何々

二 飼養場所 村大字番地

三 性 雌(ニ付マハ、届出モ要ナス)

四 種類 四三三三

五 毛色 栗(以下詳左様)

六 特徴 第三節第十二項

七 産地 第一様式附屬馬籍記載例ノ通

八 生年月日

九 所有者ノ氏名名稱及住所又ハ居所

十 管理人ノ氏名名稱及住所又ハ居所

十一 履歴

十二 右届出候也

第四項

様式第十三

馬死亡届

一 馬ノ名稱 何々

二 年月日及事由 年月日死亡

右届出候也(以下様式第五ニ同シ)

様式第十四

馬籍法ノ適用ヲ受ケサル馬其適用ヲ受ケルニ至リタル年月日及事由ヲ詳記ス

三年月日及事由 年月日移轉並管理人設定

右届出候也(以下様式第三ニ同シ)

様式第十一 (飼養場所ノ他ノ市町村ヨリ同一ノ市町村ニ移轉)

馬所有者住所(居所)移轉並管理人設定届

一 馬ノ名稱 何々

二 新住所又ハ居所 村大字番地

三 舊住所又ハ居所 村大字番地

四 年月日及事由 年月日移轉並管理人設定

右届出候也(以下様式第一ニ同シ)

其他ノ届書

所有者何某印

何村長殿

年月日

様式第十二

馬死亡届

一 馬ノ名稱 何々

二 年月日及事由 年月日死亡

右届出候也(以下様式第五ニ同シ)

様式第十四

馬籍法ノ適用ヲ受ケサル馬其適用ヲ受ケルニ至リタル年月日及事由ヲ詳記ス

様式第十二馬出生届ニ同シ

但十一履歴ノ項ニ於テ馬籍法ノ適用ヲ受ケルニ至リタル年月日及事由ヲ詳記ス

第三章 届出 ○第五節 届書様式

○第三章 届出 ○第五節 届書様式

●様式第十五

馬籍法ノ適用ヲ受クル馬其適用
ヲ受ケサルニ至リタル届

一馬ノ名稱 何々

二年月日及事由 年月日縣郡村陸軍何々何某

ニ賣却(朝鮮へ賣却)等詳記ス

右届出候也(以下様式第五ニ同シ)

(注意)明ケ三十歳トナリタル馬(法第十五條

第三號)ニ付テハ、届出ヲ要セス、

●様式第十六

馬去勢届

一馬ノ名稱 何々

二年月日及事由 年月日去勢

右届出候也(以下様式第五ニ同シ)

●様式第十七

馬管理人變更届

一馬ノ名稱 何々

二年月日及事由 年月日管理人變更

三前管理人ノ氏名名稱及住所又ハ居所 縣郡

村大字番地何某

右届出候也(以下様式第三ニ同シ)

●様式第十八

馬所有者(管理人)氏名(名稱)變

更届

一年月日及事由 年月日何々

右届出候也(以下様式第五ニ同シ)

●様式第十九

馬所在不明届

一馬ノ名稱 何々

二年月日及事由 年月日所在不明

右届出候也(以下様式第五ニ同シ)

●様式第二十

馬所在分明届

一馬ノ名稱 何々

二年月日及事由 年月日所在分明

右届出候也(以下様式第五ニ同シ)

第四章 馬籍法施行ノ際ニ於ケル届出

一 本法施行ノ際、現ニ馬ヲ所有スル者ハ、本法施行ノ日ヨリ起算シ三十
日以内(四月三十日迄)ニ、命令ノ定ムル所ニ依リ、第七條及第八條ノ
規定ニ準シ、届出ヲ爲スヘシ、此場合ニ於テハ、第十四條ノ規定(罰
則)ヲ適用ス、(法付三)

二 従前ノ規定ニ依ル馬名簿ハ、之ヲ本法ニ依ル馬籍ト見做ス、但本法ニ
依リ馬籍ニ記載スヘキ事項ニシテ、馬名簿ニ記載ナキモノハ、前項ノ
届出ニ依リ、之ヲ記載スヘシ、(法付四)

三 馬籍法附則第三項ニ依リ届出ヲ爲スヘキ事項ハ、従前ノ規定ニ依ル馬
名簿ヲ有スル馬ニ在リテハ、飼養場所、生年月日、所有者及管理人ノ
氏名名稱及住所又ハ居所トシ、其他ノ馬ニ在リテハ、馬籍法第七條及
第八條ニ規定スル事項トス、(規付三)

四 馬籍法附則第四項ニ依リ、前項ノ届出事項ヲ記載スル方法ハ、左ノ各
號ニ依ルモノトス、(規付四)

一 生年月日

馬名簿年齢ノ欄ニ「年月日生」ト記載ス、但生年月日

不明ノモノハ其旨記載スヘシ、

○第四章 施行ノ際ニ於ケル届出

○第四章 施行ノ際ニ於ケル届出

- 二其他ノ事項ハ其履歴ノ欄ニ記載ス、
- 五従前ノ規定ニ依ル馬名簿ニ新法付則第四項ニ依リ、之ヲ新法ノ馬籍
下看做サル、ヲ以テ、此際新法様式ノ馬籍ニ書替ヘサルモ、別ニ新法
四ニ抵觸セサル次第ナレド、新法ノ精神ヲ体シ、且將來整理取扱上ノ利
便ヨリ考慮スレバ、此際全部新法様式ノ馬籍ニ書替フルヲ可トス、况
シヤ、舊法馬名簿ノ記載及取扱ノ完全ナラサル市町村ニ在リテハ、殊
ニ然リトスヘシ、但當務者ニ適材ヲ得スシテ、書替ノ正確ヲ欠キ、誤
三寫脱漏等ナキヲ保シ難キ場合ニ在リテハ、寧ロ書換ヘサルヲ可トスヘ
キハ、勿論ナリトス(私) (表廿四)
- 六届書様式(私) 雖スヘキ事更ニモテ、誤字等ニ注意セテ、前頁ノ
二發前ノ馬籍法附則第三項ニ依ル届書ニ對シ、馬籍法附則第三
項ニ依ル届書
項(馬名簿ヲ有スル馬ノ例)
- 其名稱等何々出マシ、但性何、毛色何々等、(馬名簿ヲ有セサル馬ノ例)
- 二飼養場所ニ村大字番地(馬名簿ヲ有スル馬ノ例) 一名稱(馬名簿ヲ有セサル馬ノ例)
- 一三生年月日(不明ナルトキハ何年月日不) 二飼養場所(或ハ三)

詳又ハ何年月日不詳)

四所有者ノ氏名名稱及住所又ハ居所 村大字番地何某	縣郡 四種類	三性
五管理人ノ氏名名稱及住所又ハ居所 字番地何某	村大 六特徵	五毛色
右届出候也	七產地	八生年月日
年月日	八生年月日	九所有者ノ氏名名稱及住 所又ハ居所
何村長殿 (注意)性及毛色ハ届出ノ義務ナキモ、馬匹ノ 判別ヲ明確ナラシムル爲、届出テシムルヲ 可トス(私)	十管理人ノ氏名名稱及住 所又ハ居所	右届出候也(以下同上欄)

記載方ハ第二
章第三節第十
二項第一様式
附屬馬籍記載
例ノ通

第五章 馬調査表

町村長ハ、毎年十一月一日調ヲ以テ、馬調査表(第二様式)ヲ調製シ、
○第五章 馬調査表

○第五章 馬調査表

同月十五日迄ニ、郡長ニ差出スヘシ、
 郡長ハ、前項ノ馬調査表ニ依リ、當該郡ノ馬調査表ニ通ヲ調製シ、十
 一月三十日迄ニ、徵馬管區所管ノ師團長ニ送付スヘシ、但徵馬管區ニ
 非サル地域ニ在リテハ、軍馬補充部本部長ニ送付スルモノトス、
 市長ハ、前二項ニ準シ、馬調査表ニ通ヲ調製シ、毎年十一月三十日迄
 ニ、徵馬管區所管ノ師團長ニ送付スヘシ、(規一九)

第二様式(用紙美濃紙大)

大正 年
 十一月一日調年 馬 調 査 表

道(府縣)郡(市)町(村)
 郡(市)町(村)長 氏

名 印

年 齡 區 分	體尺			乘 馬 定 計 (同 上)	騾 (同 上)	牝 (同 上)	計 (同 上)	永 久 所 在 不 明 合 計
	馬	騾	馬					
當 歲								
二 歲								
三 歲								

年 齡 區 分	體尺										計	永 久 所 在 不 明 合 計	
	四尺以下	四尺以上 一寸未満	一寸以上 二寸未満	二寸以上 三寸未満	三寸以上 四寸未満	四寸以上 五寸未満	五寸以上 六寸未満	六寸以上 七寸未満	七寸以上 八寸未満	八寸以上 九寸未満			九寸以上
四 歲													
以 上													
十 尺													
六 歲													
歲													

○第五章 馬調査表

一主務大臣ハ、命令ノ定ムル所ニ依リ、馬ノ検査ヲ行フコトヲ得、
二前條ノ検査ヲ受クル馬ノ所有者又ハ管理人ニハ、勅令ノ定ムル所ニ依
 リ、手當及旅費ヲ給ス、(法一七)
三馬籍法第十二條ノ手當ハ、馬一頭ニ付十五錢、同條ノ旅費ハ、馬一頭
 ニ付、往復路程ヲ通算シ、一里ニ滿ツル毎ニ五錢トス、(勅一七ノ二)
四師團長ハ、所管徵馬管區内ニ於ケル馬ノ検査ヲ行フヘシ、
 軍馬補充部本部長ハ、徵馬管區ニ非サル地域内、馬政長官ハ、一定ノ
 地域内ニ於ケル馬ノ検査ヲ、陸軍大臣ノ認可ヲ得テ行フコトヲ得、此
 場合ニ在リテハ、第二十二條乃至第二十四條ノ規定ヲ準用ス、(規二二)
五師團長ハ、毎年、其年ニ於ケル馬ノ検査ニ關シ、馬ノ年齡、時期、一
 日間ニ検査スヘキ馬ノ概數、検査場ノ豫定位置等、必要ノ事項ヲ、關
 係郡市長ニ通知スヘシ、

○第六章 馬ノ検査

○第五章 馬調査表

考 備	總 計	體尺不詳	以 下 尺 寸			
			五寸以上 三寸未滿	三寸以上 三寸未滿	二寸以上 三寸未滿	一寸以上 二寸未滿
二十七歳以上 二十九歳以下						

注 意

一 本様式中、乘馬、鞍馬及駄馬ノ區分及體尺ハ、馬籍ニ記載セルモノヲ記載スルモノト
 ス、但明ク三歳以上ノ馬ニシテ、其記載ナキモノハ、用役未定欄ニ計上記載スルモノ
 トス、
二 年齢ハ、總テ明ク年齢ヲ以テ算ス、
三 馬籍法ヲ適用セサル馬ハ、本表ニ計上セサルモノトス、

○第六章 馬ノ検査

郡市長、前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ、馬検査下調表(第三様式)ヲ調製シ、師團長ニ送付スヘシ、(規二三)

六師團長ハ、検査施行二十日前迄ニ、所要ノ事項ヲ關係郡市長ニ通知シ、同時ニ、其旨ヲ當該地方長官ニ通報スヘシ、郡長、前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ、必要ノ事項ヲ町村長ニ通達スヘシ、

市長、第一項ノ通知ヲ受ケタルトキ及町村長前項ノ通達ヲ受ケタルトキハ、馬ノ検査ヲ受クヘキ日割ヲ定メ、必要ノ事項ト共ニ、検査ヲ受クヘキ馬ノ所有者又ハ管理人ニ通知スヘシ、前項ノ通知ヲ爲シタル後、新ニ検査ヲ受クヘキ資格ヲ生シタル馬アルトキハ、市町村長ハ、其郡度、前項ノ通知ヲ爲スヘシ、馬ノ所有者又ハ管理人、第三項又ハ前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ、馬ヲ検査場ニ牽付クヘシ、馬ノ疾病、傷痍、分娩、其他ノ事由ニ因リ、検査場ニ牽付クルコト能ハサルトキハ、所有者又ハ管理人ハ、検査日時前、豫メ其旨市町村長

ニ届出ヘシ、(規二三)

七市町村長ハ、検査ノ際、出場馬連名簿(第四様式)ヲ検査官ニ交付スヘシ、

前條第六項ニ依リ、届出アリタル馬ニ付テハ、市町村長ハ、其名稱、所有者又ハ管理人ノ氏名、名稱及事由ヲ、検査官ニ通告スヘシ、検査官ハ、市町村毎ニ、検査終了後三十日以内ニ、検査成績表第五様式ヲ關係市町村長ニ送付スヘシ、(規二四)

八第三様式(用紙美濃紙大)

大正(十一)年
(十一)月(一)日調

馬検査下調表

道廳(府縣)郡(市)
郡(市)長 氏

名印

検査場 日次	検査場ヘ ノ距離		検査ヲ受クヘキ馬數		他ノ検査場ヘノ距離
	甲町	乙村	計	計	
甲 第一	0里00町	0.10	10	50	0
乙村			10	100	30
丙村字丁	1.00		5	8	5
					28

乙村検査場へ五里十町
丙村検査場へ七里十五町
丁町検査場へ十里

○第六章 馬ノ検査

○第六章 馬ノ検査

二	(大山)	(内國産)	(栗)	(右背)	(鹿兒島縣)	(三)	ナシ	(所有者)
	(洋種)	(異毛)						(乙山春子)
	(以下右ニ準ス)							
(計)	(百拾頭)							

注意

- 一 本連名簿ハ、検査場毎ニ、牡、騾及牝ノ三部ニ、區分調製スルモノトス、
- 二 管理人アル馬ニ就テハ所有者ノ記入ヲ要セサルモノトス、
- 三 本様式中、馬籍記載トアルハ、前記検査ノ結果ニ依リ、現ニ馬籍ニ記載セラレアル事項ヲ謂フ、
- 四 本様式中、括弧内ノ文字ハ、記注ノ一例ヲ示ス、例示ナキ空欄ハ、検査官ニ於テ、必要事項ヲ記入スヘキモノトス、

十第五様式(用紙美濃紙大)

大正(十)年度 (市)(町)(村)検査馬成績表

第何師團検査官氏 名印

名稱	體格	摘要	名稱	體格	摘要
	用役			用役	
(岩手)	體尺	前検査	(浅間)	體尺	
(鞍)		(甲野仁吉)	(駄)		
		ニ同シ			
		所有			

- 注意
- 一 記載順序ハ、出場馬連名簿ノ順序ニ依ル、
 - 二 同一馬名ノモノアルトキハ、所有者、管理人、又ハ特徴、其他ノ事項等ヲ記載シ、區別ヲ明瞭ナラシムルモノトス、
 - 三 本様式中、括弧内ノ文字ハ、記注ノ一例ヲ示ス、

第七章 罰則

- 一 法第十一條ノ検査ヲ拒ミ、妨ケ、又ハ忌避シタル者ハ、五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス、(法二三)
- 二 正當ノ理由ナクシテ、法第七條乃至第九條ノ規定ニ依ル届出ヲ爲サル者ハ、十圓以下ノ過料ニ處ス、

○第七章 罰則

(生月)(乘)	五、二〇	尺
(岩手)(同)	四、五	(丙川悌八)所有
(ガロ)	五、二〇	
老衰ニシテ永久用役ナシ		
	(以下右ニ準ス)	

○第七章 罰則

非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定(裁判ニ關スル事項)

ハ、前項ノ過料ニ付、之ヲ準用ス、(法一四)

●正誤

- 一 便覽第一六頁第十四行(末行ヨリ二行目)「三」字ヲ除ク
- 二 便覽第二〇頁末尾「其管理スヘキ馬ノ名稱」ノ「理馬」二字ヲ脱ス
- 三 馬籍法正文第二頁第九條「三十日以内ニ」ノ次ニ「其旨ヲ」ノ三字ヲ脱ス

余白閑文字

或人曰く、商バイには掛引も要るべく、行政には所謂最良處分もあるべし、文書簿冊の取扱と計數に至りては眞面目あるのみ、然るにゴマカシを以て處世の秘決なりと心得居るやに見受けらるゝ人あり、而して其ゴマカシの爲に却々苦心せる跡の歴々として見ゆ、斯の如き人は眞面目なる努力の快きを知らずして一生を終るべしと思へば、洵に氣の毒にたるすま、(編者記)

馬籍法

(大正十年四月二十七日法律第九十五號)

第一條

馬籍ニ關スル事務ハ市町村長之ヲ管掌ス

第二條

馬籍ハ命令ノ定ムル所ニ依リ市町村内ニ於テ飼養スル馬ニ付一

頭毎ニ之ヲ作ル馬籍ハ編綴シテ帳簿ト爲ス

第三條

馬籍ニハ馬ニ付左ノ事項ヲ記載ス

一 名稱

二 性

三 種類

四 毛色

五 特徵

六 產地

七 生年月日

八 體格

九 飼養場所

十 所有者ノ氏名稱

十一 所有者ノ住所又ハ居所

十二 管理人アルトキハ管理人ノ氏名稱及住所又ハ居所

○馬籍法

○馬籍法

十三 履歷

第四條 前條ノ規定ニ依ル馬籍ノ記載ハ届出ニ依リ之ヲ爲ス但シ體格ノ記載ハ明ケ三歳以上ノ馬ニ付第十一條ノ検査ノ結果ニ依リ之ヲ爲ス

第五條 馬籍簿ヲ閱覽シ又ハ馬籍ノ謄本若ハ抄本ノ交付ヲ受ケムトスル者ハ勅令ノ定ムル手数料ヲ納付シテ之ヲ請求スルコトヲ得

第六條 前條ノ手数料ハ市町村ノ收入トス

第七條 馬ノ所有者第二條ノ規定ニ依ル馬飼養ノ市町村ニ住所ヲモ居所ヲモ有セサルトキハ届出及検査ニ關スル事項ヲ處理セシムル爲其ノ市町村ニ住所又ハ居所ヲ有スル者ヲ其ノ日ヨリ起算シ三十日以内ニ馬ノ管理人ト定メ其ノ馬籍ヲ管掌スル市町村長ニ之ヲ届出ツヘシ

第八條 馬出生シタルトキ又ハ本法ノ適用ヲ受ケサル馬其ノ適用ヲ受ケルニ至リタルトキハ其ノ所有者ハ其ノ日ヨリ起算シ三十日以内ニ第三條第一號乃至第七號及第九號乃至第十三號ニ掲クル事項ヲ其ノ馬籍ヲ管掌スル市町村長ニ届出ツヘシ

第九條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ馬ノ所有者ハ其ノ日ヨリ起算シ三十日以内ニ其ノ馬籍ヲ管掌スル市町村長ニ届出ツヘシ但シ第四號ニ該當スル場合ニ在リテハ其ノ際ノ所有者ヨリ届出ツヘシ

一 馬ヲ所有スルニ至リタルトキ

二 馬ノ飼養場所ヲ他ノ市町村ヨリ移シタルトキ
三 馬死亡シタルトキ
四 第十五條第三號ニ該當スルニ至リタル場合ヲ除クノ外本法ノ適用ヲ受ケル馬其適用ヲ受ケサルニ至リタルトキ
五 前四號ニ掲クル場合ヲ除クノ外馬籍ニ關シ届出ヲ要スル事項ニ變更アリタルトキ

○馬籍法

前項第一號又ハ第二號ニ該當スル場合ニ於ケル届出ニハ命令ノ定ムル場合ヲ除クノ外馬籍謄本ヲ添附スヘシ

第十條 前二條ノ規定ニ依ル所有者ノ届出ノ義務ハ馬ノ管理人ヲ置キタル場合ニ於テハ之ヲ管理人ノ義務トス

第十一條 主務大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ馬ノ検査ヲ行フコトヲ得

市町村長ハ前項ノ検査ニ立會フヘシ

第十二條 前條ノ検査ヲ受ケル馬ノ所有者又ハ管理人ニハ勅令ノ定ムル所ニ依リ手當及旅費ヲ給ス

第十三條 第十一條ノ検査ヲ拒ミ、妨ケ又ハ忌避シタル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第十四條 正當ノ理由ナクシテ第七條乃至第九條ノ規定ニ依ル届出ヲ爲サ、ル者ハ十圓以下ノ過料ニ處ス

○馬籍法

非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ前項ノ過料ニ付之ヲ準用ス

第十五條 本法ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル馬ニ付之ヲ適用セス

一 國ノ所有ニ係ルモノ

二 陸軍軍人ノ所有ニ係ルモノニシテ其ノ職務上要スルモノ

三 明ケ三十歳以上ノモノ

第十六條 本法ニ於テ市町村又ハ市町村長トアルハ市制第六條ノ市及市

制第八十二條第三項ノ市ニ在リテハ區又ハ區長トシ北海道區制又ハ沖

繩縣區制ニ依ル區ニ在リテハ區又ハ區長トシ市制ヲモ町村制ヲモ施行

セサル地ニ在リテハ市町村ニ又ハ市町村長ニ準スヘキモノトス

第十七條 主務大臣ハ特別ノ事情アリト認ムル場合ニ於テハ本法ヲ適用

セサル地域ヲ指定スルコトヲ得

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

明治二十九年法律第六十六號ハ之ヲ廢止ス

本法施行ノ際現ニ馬ヲ所有スル者ハ本法施行ノ日ヨリ起算シ三十日以内

ニ命令ノ定ムル所ニ依リ第七條及第八條ノ規定ニ準シ届出ヲ爲スヘシ此

ノ場合ニ於テハ第十四條ノ規定ヲ適用ス

從前ノ規定ニ依ル馬名簿ハ之ヲ本法ニ依ル馬籍ト看做ス但シ本法ニ依リ馬籍ニ記載スヘキ事項ニシテ馬名簿ニ記載ナキモノハ前項ノ届出ニ依リ之ヲ記載スヘシ

馬籍法施行期日ノ件(大正十一年一月二十七日勅令第十六號)

馬籍法ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

馬籍法ニ依ル手数料、手當及旅費ニ關スル件

(大正十一年一月二十七日勅令第十七號)

第一條 馬籍簿ノ閱覽ニ付テノ手数料ハ一回ニ付十錢、馬籍ノ謄本又ハ

抄本ノ交付ニ付テノ手数料ハ一枚ニ付十錢トス

第二條 馬籍法第十二條ノ手當ハ馬一頭ニ付十五錢、同條ノ旅費ハ馬一

頭ニ付往復路程ヲ通算シ一里ニ滿ツル毎ニ五錢トス

附 則

本令ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

馬籍法施行規則(大正十一年一月二十八日陸軍省令第一號)

第一條 馬籍ハ市町村内ニ馬ノ所有者カ飼養場所ヲ定メタル馬ニ付一頭

毎ニ之ヲ作ルヘシ但シ放牧又ハ使用ノ爲馬ヲ其ノ市町村ヨリ離レシム

○施行期日、手数料手當旅費

○馬籍法施行規則

ルモ飼養場所ヲ變更セサルモノト看做スコトヲ得

第二條 馬籍用紙ハ美濃紙ヲ用キ第一様式ニ依リ之ヲ調製スヘシ

第三條 馬籍ハ牡、騾及牝ノ三部ニ区分シ所有者又ハ管理人ノ住所又ハ居所ノ地番號ノ順序ニ從ヒ之ヲ編綴シ帳簿ト爲スヘシ

馬籍簿ハ之ヲ分冊スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ表紙ニ番號ヲ記載スヘシ

第四條 馬籍簿ノ閱覽ハ吏員ノ面前ニ於テ之ヲ爲サシムヘシ

第五條 馬籍ノ謄本又ハ抄本ハ市町村長之ヲ作り原本ト相違ナキ旨ヲ附記シ職氏名ヲ署シ職印ヲ押捺スヘシ

第六條 馬籍ノ謄本又ハ抄本ノ送付ヲ受ケムトスル者ハ手数料ノ外郵送料ヲ送付シテ之ヲ請求スルコトヲ得

第七條 馬籍簿ノ全部又ハ一部カ滅失シタルトキハ市町村長ハ其ノ旨ヲ告示シ其ノ再製又ハ補完ニ付必要ナル處分ヲ爲スヘシ

市町村長ハ前項ノ規定ニ依リ處分ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ地方長官ヲ經テ陸軍大臣ニ報告スヘシ但シ町村長ニ在リテハ郡長ヲ經由スルモノトス

第八條 馬籍ノ全部ヲ抹消シタルトキハ其ノ馬籍ハ之ヲ馬籍簿ヨリ除キ年毎ニ編綴シ除籍簿トシテ三年間之ヲ保存スヘシ

前項ノ保存期間ハ當該年度ノ翌年ヨリ之ヲ起算ス

第九條 馬籍及馬籍簿ニ關スル規定ハ第一條、第三條第一項及第七條ヲ除クノ外除カレタル馬籍及除籍簿ニ準用ス

第十條 市町村ノ區域ノ變更アリタルトキハ馬籍及之ニ關スル書類ハ之ヲ當該市町村ニ引繼クコトヲ要ス

第十一條 馬籍ノ記載ハ第一様式附屬馬籍記載例ニ依リ之ヲ爲スヘシ

第十二條 體格ハ左ノ各號ノ事項ヲ記載スルモノトス

一 用役

二 體尺

第十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ事由及年月日ヲ記載シ當馬籍ハ朱線ヲ以テ抹消スヘシ

一 馬ノ飼養場所ヲ他ノ市町村ニ移シタルトキ

二 馬死亡シタルトキ

三 馬籍法ノ適用ヲ受クル馬其ノ適用ヲ受ケサルニ至リタルトキ

前項第一號ニ該當シ馬籍ヲ抹消スルニハ第十八條ノ規定ニ依ル通知ヲ受ケタルトキニ於テ之ヲ爲スモノトス

第十四條 馬籍法第七條乃至第九條ノ届出ハ書面又ハ口頭ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得

○馬籍法施行規則

○馬籍法施行規則

前項ノ規定ニ依リ口頭ヲ以テ届出ヲ爲スニハ届出人市役所又ハ町村役場ニ出頭シ届出ニ具備スヘキ事項ヲ陳述スルヲ要ス
市町村長ハ届出人ノ陳述ヲ筆記シ届出人ニ讀聞カセ且届出人ヲシテ其ノ書面ニ署名捺印セシムルコトヲ要ス
第一項及前項ノ書面ハ其ノ受付ケタル年月日ニ依リ之ヲ編綴シテ帳簿ト爲シ保存スヘシ

前項書面ノ保存期間ニ關シテハ第八條ノ規定ヲ準用ス

第十五條 馬ヲ所有スルニ至リタルモ其ノ馬ノ飼養場所ノ在ル市町村ニ變更ナキトキノ届出ニハ馬籍ノ謄本ヲ添附スルコトヲ要セス

第十六條 馬籍法第八條ノ規定ニ依リ届出ヲ爲ス場合ニ於テ其ノ届出ニ付參考ト爲ルヘキ書類アルトキハ届出ノ際之ヲ提出スヘシ

第十七條 馬籍法第七條又ハ第九條第一項ニ該當スル場合ニ於ケル届出ニ具備スヘキ事項ハ届出ノ年月日、届出人ノ氏名、名稱、住所又ハ居所ノ外左ノ各號ニ依ルヘシ

一 馬ヲ所有スルニ至リタルトキ又ハ馬ノ飼養場所ヲ他ノ市町村ヨリ移シタルトキハ馬籍法第三條各號ニ掲クル事項、年月日及事由但シ馬ヲ所有スルニ至リタルモ其ノ飼養場所ノ在ル市町村ニ變更ナキトキハ馬ノ名稱、年月日、事由、飼養場所及前所有者ノ氏名、

二 馬ヲ去勢シタルトキハ馬ノ名稱及年月日

三 馬ノ管理人ヲ定メタルトキハ年月日、管理人ノ氏名、名稱及住所又ハ居所並其ノ管理スヘキ馬ノ名稱

四 管理人ヲ變更シタルトキハ年月日、前管理人及新ニ定メタル管理人ノ氏名、名稱、住所又ハ居所並其ノ管理スル馬ノ名稱

五 稱、住所又ハ居所並管理シタル馬ノ名稱

六 馬ノ所在不明ト爲リタルトキハ馬ノ名稱及年月日

七 所在不明ト爲リタル馬ノ所在分明シタルトキハ馬ノ名稱及年月日

八 所有者ノ氏名、名稱及住所又ハ居所ニ變更アリタルトキハ年月日及事項

九 前各號ノ外馬籍ニ關シ届出タル事項ニ變更アリタルトキハ年月日及事項

十 日及事項

十一 前各號ノ外馬籍ニ關シ届出タル事項ニ變更アリタルトキハ年月日及事項

○馬籍法施行規則

- 一 名稱、住所又ハ居所
- 二 馬死亡シタルトキハ馬ノ名稱、年月日及事由
- 三 馬籍法第十五條第三號ニ該當スルニ至リタル場合ヲ除クノ外同法ノ適用ヲ受クル馬其ノ適用ヲ受ケサルニ至リタルトキハ馬ノ名稱年月日及事由
- 四 馬ヲ去勢シタルトキハ馬ノ名稱及年月日
- 五 馬ノ管理人ヲ定メタルトキハ年月日、管理人ノ氏名、名稱及住所又ハ居所並其ノ管理スヘキ馬ノ名稱
- 六 管理人ヲ變更シタルトキハ年月日、前管理人及新ニ定メタル管理人ノ氏名、名稱、住所又ハ居所並其ノ管理スル馬ノ名稱
- 七 稱、住所又ハ居所並管理シタル馬ノ名稱
- 八 馬ノ所在不明ト爲リタルトキハ馬ノ名稱及年月日
- 九 所在不明ト爲リタル馬ノ所在分明シタルトキハ馬ノ名稱及年月日
- 十 所有者ノ氏名、名稱及住所又ハ居所ニ變更アリタルトキハ年月日及事項
- 十一 前各號ノ外馬籍ニ關シ届出タル事項ニ變更アリタルトキハ年月日及事項

○馬籍法施行規則

第十八條 馬籍法第九條第一項第二號ニ該當シ届出アリタル場合ニ於テ市町村長馬籍ヲ作リタルトキハ其ノ馬ノ飼養場所ノ在リタル市町村長ニ遲滞ナク其ノ旨ヲ通知スヘシ

第十九條 町村長ハ毎年十一月一日調ヲ以テ馬調査表第二様式ヲ調製シ同月十五日迄ニ郡長ニ差出スヘシ

郡長ハ前項ノ馬調査表ニ依リ當該郡ノ馬調査表二通ヲ調製シ十一月三十日迄ニ徵馬管區馬匹徵發事務細則附表ニ依ル以下同シ所管ノ師團長ニ送付スヘシ但シ徵馬管區ニ非サル地域ニ在リテハ軍馬補充部本部長ニ送付スルモノトス

市長ハ前二項ニ準シ馬調査表二通ヲ調製シ毎年十一月三十日迄ニ徵馬管區所管ノ師團長ニ送付スヘシ

第二十條 師團長、軍馬補充部本部長並馬政長官ハ隨時部下ノ官吏ヲシテ馬籍簿ヲ點檢セシムルコトヲ得

第二十一條 師團長ハ所管徵馬管區内ニ於ケル馬ノ検査ヲ行フヘシ軍馬補充部本部長ハ徵馬管區ニ非サル地域内、馬政長官ハ一定ノ地域内ニ於ケル馬ノ検査ヲ陸軍大臣ノ認可ヲ得テ行フコトヲ得此ノ場合ニ在リテハ第二十二條乃至第二十四條ノ規定ヲ準用ス

第二十二條 師團長ハ毎年其ノ年ニ於ケル馬ノ検査ニ關シ馬ノ年齢、時期、一日間ニ検査スヘキ馬ノ概數、検査場ノ豫定位置等必要ノ事項ヲ

關係郡市長ニ通知スヘシ

郡市長前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ馬検査下調表第三様式ヲ調製シ師團長ニ送付スヘシ

第二十三條 師團長ハ検査施行二十日前迄ニ所要ノ事項ヲ關係郡市長ニ通知シ同時ニ其ノ旨ヲ當該地方長官ニ通報スヘシ

郡長前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ必要ノ事項ヲ町村長ニ通達スヘシ

市長第一項ノ通知ヲ受ケタルトキ及町村長前項ノ通達ヲ受ケタルトキハ馬ノ検査ヲ受クヘキ日割ヲ定メ必要ノ事項ト共ニ検査ヲ受クヘキ馬ノ所有者又ハ管理人ニ通知スヘシ

前項ノ通知ヲ爲シタル後新ニ検査ヲ受クヘキ資格ヲ生シタル馬アルトキハ市町村長ハ其ノ都度前項ノ通知ヲ爲スヘシ

馬ノ所有者又ハ管理人第三項又ハ前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ馬ヲ検査場ニ牽付クヘシ

馬ノ疾病、傷痕、分娩其ノ他ノ事由ニ因リ検査場ニ牽付クルコト能ハサルトキハ所有者又ハ管理人ハ検査日時前豫メ其ノ旨市町村長ニ届出ヘシ

第二十四條 市町村長ハ検査ノ際出場馬連名簿第四様式ヲ検査官ニ交付スヘシ

○馬籍法施行規則

○馬籍法施行規則

前條第六項ニ依リ届出アリタル馬ニ付テハ市町村長ハ其ノ名稱、所有者又ハ管理人ノ氏名、名稱及事由ヲ検査官ニ通告スヘシ
検査官ハ市町村毎ニ検査終了後三十日以内ニ検査成績表第五様式ヲ關係市町村長ニ送付スヘシ

附 則

本令ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

馬匹調査及検査施行規則ハ之ヲ廢止ス

馬籍法附則第三項ニ依リ届出ヲ爲スヘキ事項ハ従前ノ規定ニ依ル馬名簿ヲ有スル馬ニ在テハ飼養場所、生年月日並所有者及管理人ノ氏名、名稱及住所又ハ居所トシ其ノ他ノ馬ニ在リテハ馬籍法第七條及第八條ニ規定スル事項トス

馬籍法附則第四項ニ依リ前項ノ届出事項ヲ記載スル方法ハ左ノ各號ニ依ルモノトス

- 一 生年月日 馬名簿年齢ノ欄ニ年月日生ト記載ス但シ生年月日不明ノモノハ其ノ旨記載スヘシ
 - 二 其ノ他ノ事項 履歷ノ欄ニ記載ス
- 第一様式省略(便覽第二章第三節第十一項第一様式ノ通)
第二様式省略(便覽第五章第二項第二様式ノ通)

- 第三様式省略(便覽第六章第八項第三様式ノ通)
- 第四様式省略(便覽第六章第九項第四様式ノ通)
- 第五様式省略(便覽第六章第十項第五様式ノ通)

質議解答

馬政長官石光眞臣殿

兵第一九號

岐阜縣稻葉郡長竹内伊之助
大正十一年二月一日

客月二十八日發布馬籍法施行規則ニ付左ノ通疑義ニ亘リ候條至急何分ノ御指示ニ預度此段及照會候

一 用役ハ従前ノ通飼養者ノ實際ニ使役セル用役ヲ記載シテ差支ナキヤ又ハ其馬匹ノ體質ニ適合スヘキ用役ヲ記載スヘキモノナリヤ

二 体尺ハ規則附則第三項ニ記載無ク且法第四條但書ノ明示スル所モアリテ法第十一條ノ検査ヲ受クルマテ記入ヲ欠クヘキモノナリト解セラル

、モ若シ十一年度ニ於テ全部ノ馬ノ検査ヲ實施セラルレハ兎モ角然ラズシテ従前ノ通毎年全部ノ馬ノ検査ヲ實施セス若干ケ年計畫ニ依リ検査ヲ實施セラル、ニ於テハ右検査ヲ受クルマテ体尺ノ記入ヲ欠カサルヘカラス果シテ然ラハ馬籍活用ノ上ニ於テ遺憾トスル所大ナリ依テ新法ノ検査ヲ受クルマテ舊法検査ノ結果ニヨル体尺ヲ記入シ置クヲ適當

○質議解答

（實議解答）

ト認ム若シ之ヲ記入シテ差支ナシトスレハ其記入形式承知致度
三法第九條第一項第一號ノ届書ニハ規則第十七條第一號ニ依リ法第三條各號ノ事項即馬籍記載事項ヲ具備シ且法第九條第二項ニヨリ馬籍謄本ヲ添付セサルヘカラス然ルニ馬籍謄本ト法第三條各號ノ事項トハ全ク同一ノ事項ニシテ彼是重複シ無用ノ煩勞タルヲ免レス而シテ法令ヲ嚴密ニ勵行セシムル主旨ノ上ニ於テモ成ルヘク無用ノ煩勞ヲ省畧スルヲ適當ナリト認ムルヲ以テ届書ニハ『別紙馬籍謄本記載ノ通』トシテ法第三條各號ノ事項ノ記載ヲ省畧シテ差支ナキヤ
四甲村居住ノ乙ナルモノ其所有セシ丙ナル馬ヲ他ニ賣却シテ新ニ丁ナル馬ヲ買入レタルトキ乙ハ甲村長ニ對シ法第九條第一項第一號ニ依リ丁ナル馬ヲ所有スルニ至リタル届出ヲナシ且同第五號ニ依リ丙ナル馬ヲ賣却セシ届出ヲナスヘキ義ナリヤ
五馬ノ飼養場所ヲ他ノ市町村ヨリ移シタルトキハ規則第十八條ニ依リ新市町村長ヨリ舊市町村長ニ通知シテ舊市町村長ハ舊馬籍ヲ除籍シ得ヘキモ京橋區甲ノ馬ヲ淺草區乙ニ賣却シタルトキ乙カ淺草區長ニ法第九條第一項第一號ノ届出ヲナシタル後淺草區長ヨリ京橋區長ニ其旨通知スヘキ規定ナキ爲京橋區役所ノ馬籍簿ニ依然トシテ右ノ馬匹カ殘存シ一頭ニシテ二通ノ馬籍ヲ有スルニ至ルカ如キコトナシトセス素ヨリ甲

ハ法第九條第一項第五號ニ依リ京橋區長ニ對シ賣却シタル旨ノ届出ヲナスヘキ義務ヲ有シ且之ニ對シテ罰則モアレト單ニ之ノミニテハ馬籍簿整理取締上不十分ナリト認ム賣買ノ場合ニ於テモ新市町村長ヨリ舊市町村長ニ通知セシムヘキ明文ヲ挿入スル様法令改正ノ意ナキヤ

岐阜縣稻葉郡長竹内伊之助殿

馬政局書記官木島駒藏

馬發第二七〇號

大正十一年二月十八日

本月一日兵第一九號御照會馬籍法ニ關スル疑義ノ件左記ノ通御承知相成度候也

- 一 用役ハ明ケ三歳以上ノ馬ニ付法第十一條ノ検査ノ結果ニ依リ記載スルモノトス（法第四條參照）
- 二 体尺ニ付テモ前項ニ同シ、検査未済ノモノハ記入ヲ欠クモ已ムヲ得ス從前ノ規定ニ依ル馬名簿ヲ有スル馬ニ付テハ法附則第四項ニ依リ之ヲ以テ本法ニ依ル馬籍ト看做スヲ以テ質疑ノ如キ場合ヲ生スル憂ナシ
- 三 及**四** 御見解ノ通處理セラレ差支ナシ
- 五 淺草區乙カ買受ケタル馬ヲ京橋區甲ノ飼養場所ヨリ自區内ニ移シタル場合ニ在リテハ法第九條第一項第一號及第二號ニ依リ淺草區長ニ届出テ淺草區長ハ法第十六條及規則第十八條ニ依リ處置スハキモノトス

○實議解答

○質議解答

馬政局書記官木島駒藏殿
兵第一九號

岐阜縣稻葉郡長竹内伊之助
大正十一年二月二十一日

馬籍法施行規則ニ付左ノ事項重ネテ御指示ニ預度此段及照會候

一馬籍用紙ニ就テハ美濃紙ト明示セラレアルモ馬籍謄本又ハ抄本ニ就テハ別ニ用紙ノ制限ナキヲ以テ半紙ヲ使用スルモ差支ナキヤ
理由 謄抄本ヲ必要トスルハ重ニ届書ニ添付スル場合ニアリ然ルニ届書用紙ハ全國一般ノ慣例(經濟上ノ意味ヲモ含ム)トシテ半紙ヲ使用シ居レリ故ニ謄抄本ニ美濃紙ヲ使用スルトキハ届書編綴ノ際一々折曲ケサルヘカラス届書取扱竝整理上不便不尠ト認ム

岐阜縣稻葉郡長竹内伊之助殿

馬政局書記官木島駒藏

馬發第三六九號

大正十一年三月二日

二月二十一日兵第一九號御照會ノ件左記ノ通御承知相成度候也

一馬籍謄本又ハ抄本用紙ハ紙質ハ原本ト同一ナルヲ要セサルモ其ノ大サ及様式ハ原本ト同一ナルヲ要ス

切 取 線

(注意) 本書ハ直ニ切取線ヨリ切取リ馬籍除籍簿卷首表紙裏ニ貼リ置カレ
タシ

馬籍除籍簿凡例

- 一本簿ハ、馬籍簿ヨリ除籍シタル馬籍ヲ、其除去年月日ノ順序ニ依リテ編綴ス、(規八)
- 二除籍ハ、其除籍年月日ノ翌年度ヨリ起算シテ三年ヲ經過シタルトキ、之ヲ本簿ヨリ除去シテ廢棄ス、(規八)
- 三本簿ハ、卷首ニ、丁數及所有者又ハ管理人ノ氏名ヲ記載シタル目次ヲ添付ス、但丁數ハ、除去スヘキ除籍ヲ除去シタル場合ト雖、之ヲ訂正セス、(馬籍法便覽編者私見)

切取線

(注意) 本書ハ直ニ切取線ヨリ切取り馬籍法届書綴卷首ノ表紙裏ニ貼リ置カレタシ

馬籍法届書綴凡例

- 一本綴ハ、所有者又ハ管理人ノ馬籍法ニ依ル届書ヲ、受付年月日ノ順序ニ依リテ編綴ス、(規一四)
- 二本綴ハ、届書ノ受付年月日ニ依リ、之ヲ年度毎ニ区分シテ、隔紙(赤紙)ヲ挿入ス、(馬籍法便覧編者私見)
- 三届書ハ、受付年月日ノ翌年度ヨリ起算シテ、三年ヲ經過シタルトキ、之ヲ本綴ヨリ除去シテ、廢棄ス、(規一四)

武藤武田書局刊

一、本館より刊行する、新書、(第1冊)

二、本館より、武田武田書局刊、新書、(第2冊)

(武田武田書局刊)

三、本館より、武田武田書局刊、新書、(第3冊)

(武田武田書局刊)

四、本館より、武田武田書局刊、新書、(第4冊)

大正十一年三月二十日印刷

大正十一年三月二十五日發行

(定價金四拾五錢、郵税不要)

岐阜市明德町五番地

編纂者 日比勉

岐阜市室町二〇番地

印刷者 武藤貞一

岐阜市泉町二〇番地

發行者 安田佐七

岐阜市室町二〇番地

印刷所 武藤印所

岐阜市泉町二〇番地

發行所 玉成堂

(電話三七番、振替口)
座名古屋一六九五番

終

